

福島県県南建設事務所除草機械の貸付について(お知らせ)

本県の河川行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年度よりうつくしまの川・サポート団体へ貸付する目的で検討していました除草機械をこのたび購入しました。機種については別紙のとおりです。

この貸付にあたりまして要領等を別紙のとおり定めましたのでお知らせいたします。この要領に基づきまして、活用をお願いいたします。

なお、この機械の貸付先につきましては、うつくしまの川・サポート団体としております。まだうつくしまの川・サポート団体への登録はしていないが、ボランティア活動をされている団体の方がおりましたら登録についてお問い合わせください。川サポート制度については、次のURLに紹介されております。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41330a/utukushimanomiti-kawasapotoseido.html>)

除草機械の貸付・川サポート制度などについては、下記担当まで連絡をお願いします。

記

1 問合せ先

県南建設事務所 管理課 管理調整担当

〒961-0971 白河市昭和町269 電話0248-23-1633 FAX0248-23-1504

メール : kennan.ken.kanr@pref.fukushima.lg.jp

あぜの平面・法面を 一度にスイスイ刈れる

スマートなフォルム

小型で使いやすい
機体全幅が830mmと
小型で、狭いあぜでも
取り回しがよくラクに
作業できます。

最大
5.7馬力



作業のつらさを軽減

高出カタイプ (SGC703RD)
余裕の刈幅 (SGC703R)
700mmと余裕の刈幅と、
高出力で広いあぜでの
草刈作業もパワフルに
こなします。

最大 7.0馬力 (SGC-703RD)
最大 5.7馬力 (SGC-703R)

刈幅
700mm

SGC-703R SGC-703RD

平面・法面の同時刈りができる

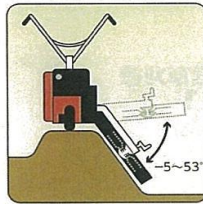
2面を同時に刈るので
高能率。過酷な夏場の
作業時間が短縮されます。

	SGC-603R	703R (D)
上面刈幅 (mm)	300	300
側面刈幅 (mm)	300	400

高能率

さまざまな畦畔形状にフィット

-5°~53°の範囲で側面刈部が自
動的に追従していくので、様々な
あぜの形にフィットします。また、
側面刈部は手元のレバーで引き起
こすことができるので、障害物を
避けるときや機械をあぜから引き
上げるときに便利です。



大径タイヤ

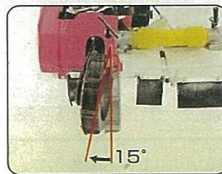
後輪を従来機 (SGC-02シ
リーズ) より約20%大径化。
ぬかるんだあぜでもスリッ
シにくく、高能率に作業でき
ます。



さらに安定走行

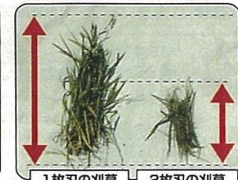
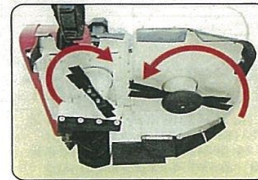
ステアリング機構を使えば、傾
斜地や草の繁茂が激しい場所な
ども直進性を保ちやすくなり
ます。

※SGC-603Rはオプション



後処理もかんたん

上下2枚の回転ブレード式刈刃が草を細かくカットするの
で、刈跡が綺麗で、集草の手間もかかりません。また、刈
刃は内回転して中央に草を集めるので、圃場に草が落ちに
くいです。



※作業速度、作業条件により刈草の長さは
変わります。

福島県県南建設事務所除草機械貸付要領

(通則)

第1条 福島県県南建設事務所(以下「県」という。)が所管する除草機械(以下「機械」という。)の貸付に関する事務取扱いは、本要領によるものとする。

(貸付の範囲)

- 第2条 機械の貸付先は、うつくしまの川・サポート制度に登録している団体とする。
- 2 機械の貸付けは、河川維持管理の促進に寄与すると認められるとき、かつ県が施工する事業の遂行に支障のない場合に限る。
 - 3 機械の貸付期間は第4条の通知書に記載されている期間とする。

(借受の申請)

第3条 機械の貸付を受けようとするもの(以下「借受人」という。)は、除草機械使用計画書(様式1)を添付のうえ物品借受申請書を県に提出しなければならない。

(貸付の決定・貸付契約書の締結)

- 第4条 県は、第3条に定める物品借受申請書を受理したときは、第2条により貸付の可否を決定し借受人に除草機械借受決定通知書(様式2)により通知する。
- 2 県と借受人は貸付契約書(様式3)により貸付契約を締結する。

(運転に必要な燃料及び油脂等)

第5条 運転に必要な燃料及び油脂は県が負担する。

(機械の引渡または返納)

第6条 貸付に伴う機械の引渡または返納は、第4条の通知書に定められた期日及び場所で行うものとする。通知書に定められた場所への運搬は県で実施する。

(機械の検査)

第7条 県は、貸付機械の返納があった場合はこれを検査するものとする。

(使用実績報告書)

第8条 借受人は第4条の通知書に示された貸付期間の経過後15日以内に使用実績報告書(様式4)を、県に提出しなければならない。

(記録簿)

第9条 県は、機械運転記録簿(様式5)を作成し保管する。

(附則)

本要領は、平成26年 月 日から適用する。

様式1

平成26年 月 日

除草機械使用計画書

(管理者)

福島県県南建設事務所長

申請者

住所

氏名

除草機械の使用計画については別紙のとおりです。

記

機械名	除草機械	
貸付希望期間	自 平成 年 月 日から	
	至 平成 年 月 日まで	
		日間
河川名		
機械の使用場所	自：白河市	地内
	至：白河市	地内
機械の引渡希望場所		
機械の返納希望場所		
適用		

添付資料

- 1 位置図(実施個所旗揚げ記入)

様式2

平成26年 月 日

除草機械借受決定通知書

(申請者)

様

福島県県南建設事務所長

平成 年 月 日に申請のありました件名について、下記のとおり決定します。

記

機械名・備品番号	除草機械・H26-1	
貸付期間	自 平成 年 月 日から	
	至 平成 年 月 日まで	
		日間
河川名		
機械の使用場所	自:白河市	地内
	至:白河市	地内
機械の引渡場所		
機械の返納場所		
適用		

様式3

作業用機械貸付契約書

作業用機械名 畦畔草刈機

型 式 サイトー SGC-703RD

上記の作業用機械について、貸付人 福島県を「甲」とし、借受人を「乙」として次の条項により貸付契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 業務名 河川維持管理業務

2 使用目的 河川管理道路の草刈り

3 河川名

4 使用場所 自：白河市

至：白河市

5 貸付期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 賃借料 無償

7 貸付条件

一 乙は、作業用機械を転貸し又は担保に供してはならない。

二 乙は、作業用機械の貸付を受けた使用目的以外に使用してはならない。

三 乙は、自己の責に帰すべき事由により作業用機械を亡失、又は毀損したときは、自己の責任において補填、修理し又はその賠償額を金銭で弁償しなければならない。

8 この契約に関し疑義が生じたときは甲乙協議して解決するものとする。

平成 年 月 日

甲 福島県

福島県県南建設事務所長 浅野 俊和

乙 住所：

株式会社名：

代表：

様式4

平成26年 月 日

除草機械使用実績報告書

(管理者)

福島県県南建設事務所長

借受人

住所

氏名

⑩

作成者 氏名

連絡先電話番号

下記のとおり、除草機械使用実績を報告します。

記

機械名・備品番号	除草機械・H26-1
使用期間	自 平成 年 月 日から
	至 平成 年 月 日まで
	日間
河川名	
機械の使用場所	自：白河市 地内 至：白河市 地内
作業量(延長・面積等) (作業箇所平面図添付)	
稼働状況(運転時間) (期間中の合計で記入願 います。)	
機械の不具合箇所・ 補修箇所の有無	
備考	

添付資料

- 1 平面図(実施個所の延長・面積等を記入してください。
住宅地図等がかまいません。)
- 2 写真を添付してください。

様式5

除草機械運転記録簿（平成26年度）

機械名	畦畔草刈機 SGC-703RD	付属品内訳	説明書	仕様内容
機械番号	H26-1		シャープピン 1式	
納入年月日	平成26年8月21日		替刃工具	
納入者	(有)石田商店 0248-22-1511		畦畔草刈機専用ブリッジ	
取得価格	¥199,800 (消費税込み)		ガソリン携行缶	
			草刈機ツインブレード 刈幅700mm 刈幅上面300mm 刈幅側面400mm 上面刈高20～60mm(3段) 側面刈高0～30(無段階) 使用燃料 無鉛ガソリン	

運転年月日	作業内容	作業量	運転時間	整備または修理内容等			確認者 ^①
				月日	内容等	金額	

物品借受申請書
 物品貸付調書
 貸付物品払出(受入)通知

県南建設事務所 所管

下記の物品を貸し付けてください。

平成 年 月 日

住所

申請者 団体名

氏名

印

福島県知事

品目	規格等	数量	有償 無償 の別	備品番号	取得価格	
					単価	金額
畦畔草刈機	SGC-703RD	1台	無償	H26-1	199,800円	199,800円
借受を希望する事由	川サポート事業実施のため。					

上記の物品を貸し付けてよろしい。

物品管理権者 (契約権者)	総務次長 総務課長 総務係長 係員	起案者	起案	決裁
			.	.
	企画管理部長	課長	係長	担当

貸付を必要とする事由	川サポート活動を支援するため。
------------	-----------------

貸付の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-------	---------------------

払出通知	.	貸付	.	返納	.
------	---	----	---	----	---

契約権者	検収者	検収所見	検収	受入通知
			.	.

上記の物品を払出(受入)します。

物品取扱員 (出納員・物品出納員)	主任	受付	決裁	払出 受入
		.	.	.